

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和2年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東中村3号地区	令和2年2月28日
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	青岡地区	令和2年3月19日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	丸井北地区	令和2年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	茨谷池地区	令和2年3月19日
観音寺市大野原町花稻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	又平地区	令和2年3月19日
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	井関下壘地区	令和2年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	落合地区	令和2年2月28日
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	東村地区	令和2年2月28日